

女性にやさしい職場環境づくりモデル事業費補助金実施要領

(目的)

第1 地域の活力を維持し、社会を支えていくためには、女性が個性や能力を十分に発揮することが重要であることから、女性の採用に向けた職場環境づくりに取り組む県内中小企業等に支援することにより、本県の男女共同参画を積極的に推進することを目的とする。

(実施期間)

第2 本事業の実施期間は、交付決定日から交付決定のあった日の属する年度の2月末日までとする。

(事業内容及び要件)

第3 本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件は、別表のとおりとする。

(事業の手続き)

第4 本事業の実施を希望する事業実施主体は、要領様式第1号により事業実施計画を作成し、県に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は別に定めるものとする。

(審査)

第5 県は、第4の事業実施計画を受理したときは、速やかにその事業実施計画を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に補助金の交付内示を通知するものとする。

(事業の着手)

第6 事業の着手（工事の入札・導入しようとしている機械、機器等の発注を含む）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体はあらかじめ、県の適切な指示を受けるとともに、その理由を明記した交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を要領様式第2号により県に提出するものとする。

この場合、事業実施主体は当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

(事業の指導推進)

第7 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、県庁関係課等との緊密な連携の下に、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(事業計画の変更等)

第8 事業実施主体は承認を受けた事業実施計画の内容に、次に掲げる重要な変更を生じた場合

は、県の承認を受けるものとする。

- (1) 事業費の20%を超える増減
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業の中止及び廃止
- (4) 事業の施行場所の大幅な変更
- (5) 構造又は能力等の大幅な変更
- (6) 事業の完了年月日の延期
- (7) その他事業実施計画全体に著しく影響を及ぼす変更

(事業遂行状況、運営状況の調査)

第9 県は特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して事業遂行状況や運営状況を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

- 2 県は、事業遂行状況や運営状況を調査した結果、事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときには、補助金交付決定を取り消すことができる。

(事業名の掲示等)

第10 本事業により設置又は導入した施設、機器等には、当該補助金に係る事業の実施年度とその事業名を掲示又は記入するものとする。

(成果の公表)

第11 県は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要と認める時は事業実施主体に成果を発表させることができるものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月8日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。